

入院時食事療養費の変更について

健康保険法施行令の改正により、令和6年6月1日から入院時の食費（入院時食事療養費）が以下のとおり引き上げられます。

区分	標準負担額（1食につき）	
	改正前	令和6年6月1日より
一般の患者	460円	490円
低所得者 ・市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額減額認定証を受けている場合（入院期間が90日以下）	210円	230円
低所得者 ・市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額減額認定証を受けている場合（入院期間が90日以上）	160円	180円
低所得者世帯の老齢福祉年金受給者	100円	110円